

石川県公報

平成 23 年 7 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 56 号)

目 次

公安委員会
石川県暴力団排除条例施行規則

1

公 安 委 員 会

石川県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。
平成二十三年七月二十九日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第四号

石川県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県暴力団排除条例（平成二十三年石川県条例第二十号。以下「条例」といふ。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第二条 条例第十四条第一項第十号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和三十五年文
部省令第十一号）第三条第十一号に規定する青少年教育施設とする。

(調査の手続)

第三条 石川県公安委員会（以下「公安委員会」といふ。）は、条例第十八条の規定により説明又は資料の提出を求
めるときは、説明・資料提出要求書（別記様式第一号）により行つものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該
説明を求めることができる。

3 条例第十八条の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わない
ときは、公安委員会に対し、説明・資料提出書（別記様式第二号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、条例第十八条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限又
は口頭による説明の日時までに相当な期間をおいて行つものとする。

5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭
による説明の日時に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱ふ。

(口頭による説明の聴取)

第四条 公安委員会は、前条第二項に規定する口頭による説明の聴取を行つときは、警察本部長が別に指定する警察
職員に当該説明を聴取させることができる。

2 条例第十八条の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安
委員会に対し、説明日時等変更申出書（別記様式第三号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出る
ことができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定によ
る申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかつたときは、速やかにその旨を説明日時
等決定通知書（別記様式第四号）により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第五條 条例第十九条に規定する勧告は、勧告書（別記様式第五号）により行つものとする。

（事実の公表の方法等）

第六條 条例第二十条第一項の規定による公表は、石川県公報への登載及びインターネットの利用により行つものとする。

2 前項の公表の内容及び、条例第二十条第一項の規定により公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

（意見を述べる機会の付与）

第七條 公安委員会は、条例第二十条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書（別記様式第六号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行つ必要があると認めるときは、その旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（別記様式第七号）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第一項の規定による通知については、申述書の提出期限又は口頭による意見の聴取の日時までに相当な期間をおいて行つものとする。

6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取の日時に出頭しない場合は、意見がなかつたものとして取り扱う。

（口頭による意見の聴取）

第八條 公安委員会は、前条第二項に規定する口頭による意見の聴取を行つときは、警察本部長が別に指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（別記様式第八号）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしなかつたときは、速やかにその旨を意見の聴取日時等決定通知書（別記様式第九号）により当事者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

第九條 条例第十八条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第二十条第二項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（別記様式第十号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者等は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失つたときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第十一号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

第十條 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会 印

石川県暴力団排除条例 (平成23年石川県条例第20号) 第18条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求 め る 理 由	
説明又は提出資料の内容	

【説明又は資料の提出方法】

書面又は資料の提出

書 面 又 は 資 料 の 提 出 期 限	年 月 日
書 面 又 は 資 料 の 提 出 先	

口頭による説明

説 明 の 日 時	年 月 日 時 分から
説 明 場 所	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 備考 1 印のある欄については、該当の 内にレ点を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、石川県暴力団排除条例第20条第1項の規定により、石川県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出方法について、「書面又は資料の提出」欄にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、期限までに提出してください。
- 3 「口頭による説明」欄にレ点が付してある場合は、口頭による説明の聴取を行うものとし、この場合には、原則として説明・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による説明の際に資料の提出を希望する場合は、説明・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 4 「書面又は資料の提出」欄及び「口頭による説明」欄の両方にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 5 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、石川県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 6 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、石川県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を石川県公安委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出席する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

石川県暴力団排除条例施行規則 (平成23年石川県公安委員会規則第 4 号) 第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 3 号 (第 4 条関係)

説 明 日 時 等 変 更 申 出 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名



石川県暴力団排除条例施行規則 (平成23年石川県公安委員会規則第 4 号) 第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書 の 番 号 及 び 日 付		第 号 年 月 日	
変 更 申 出 事 項	変 更 前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変 更 希 望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

- 備考 1 変更申出事項の欄は、変更を申し出る事項のみを記載すること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 4 号 (第 4 条関係)

説 明 日 時 等 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会 印

石川県暴力団排除条例施行規則 (平成23年石川県公安委員会規則第 4 号) 第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------------	--------------

口頭による説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

口頭による説明の日時又は場所の不変更決定

口頭による説明の日時又は場所を変更しない理由	
------------------------	--

- 備考 1 印のある欄については、該当の 内にレ点を付すこと。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

勸 告 書

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会 印

石川県暴力団排除条例 (平成23年石川県条例第20号) 第19条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸 告 の 内 容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなくて当該勸告に従わなかったときは、石川県暴力団排除条例第20条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 号 (第 7 条関係)

(表)

意 見 の 聴 取 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行いますので、石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により通知します。

<p>予定される公表の 原因となる事実</p>	
<p>公表の根拠となる 条 例 の 条 項</p>	

【意見を述べる方法】

申述書の提出

<p>提 出 期 限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>提 出 先</p>	

口頭による意見の聴取

<p>聴 取 の 日 時</p>	<p>年 月 日 時 分から</p>
<p>聴 取 場 所</p>	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 備考 1 印のある欄については、該当の 内にレ点を付すこと。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見を述べる方法について、「 申述書の提出」欄にレ点が付してある場合は、申述書を作成の上、期限までに提出してください。
申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
- 2 「 口頭による意見の聴取」欄にレ点が付してある場合は、口頭による意見の聴取を行うものとし、この場合には、申述書の提出は必要ありません。
- 3 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 4 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、石川県公安委員会は、意見がなかったものとして取り扱います。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、石川県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を石川県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取の日時に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

別記様式第 7 号 (第 7 条関係)

申 述 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名



石川県暴力団排除条例施行規則 (平成23年石川県公安委員会規則第 4 号) 第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 8 号 (第 8 条関係)

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

石川県暴力団排除条例施行規則 (平成23年石川県公安委員会規則第 4 号) 第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の 番号及び日付		第 号	
		年 月 日	時 分
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

備考 1 変更申出事項の欄は、変更を申し出る事項のみを記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 9 号 (第 8 条関係)

意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会 印

石川県暴力団排除条例施行規則 (平成23年石川県公安委員会規則第 4 号) 第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------	--------------

口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

口頭による意見の聴取の日時又は場所の不変更決定

口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更しない理由	
---------------------------	--

- 備考 1 印のある欄については、該当の 内にレ点を付すこと。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第10号 (第9条関係)

代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

私は、石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

種 別	説明又は資料の提出 意 見 の 聴 取
説明・資料提出要求書 又は意見の聴取通知書 の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
当 事 者 等 と の 関 係	

備考1 印のある欄については、該当の 内にレ点を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号 (第9条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

私の代理人は、その資格を失ったので石川県暴力団排除条例施行規則（平成23年石川県公安委員会規則第4号）第9条第4項の規定により届け出ます。

種 別	説明又は資料の提出 意見の聴取
説明・資料提出要求書 又は意見の聴取通知書 の番号及び日付	第 年 月 日 号 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

備考1 印のある欄については、該当の 内にレ点を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

